

五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の所得の向上・安定を図ることを目的に、農業者を支援するため、複合経営及び六次産業化の取組に対し、複合経営等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 複合経営 稲作、野菜、果樹、草花、畜産等の営農類型を2つ以上組み合わせて行う農業経営をいう。
- (2) 六次産業化 農業者が、自身の生産する農作物を加工し、販売することをいう。
- (3) 複合経営等 複合経営及び六次産業化をいう。
- (4) 農業者 五所川原市に住所を有する又は五所川原市に主たる事務所を置く認定農業者及び認定新規就農者をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる取組（以下「複合経営等に係る事業」という。）は、次表に掲げるもののうちいずれか1つとし、優先採択順位を付すものとする。

	番号	取組	優先採択順位
複合経営	1	認定新規就農者が、新たに複合経営を行う又は新たな指定野菜等を作付する取組	1
	2	稲作単一経営（主食用米のみ販売している農業経営及び主食用米とその他の穀物を販売している農業経営をいう。）を行っている農業者が、新たに複合経営を行う取組	2
	3	既に複合経営を行っている農業者が、新たな指定野菜等を作付けする取組	3
六次産業化	4	農業者が、新たに六次産業化を行う取組	1
	5	既に六次産業化を行っている農業者が、新たな作物による商品開発を行う取組	2

2 複合経営等に係る事業の指定野菜等は、次表に掲げるとおりとする。

番号	指定野菜等	優先採択順位
1	トマト、ミニトマト、つくねいも、花き、キュウリ、小玉スイカ、にんにく、ズッキーニ、タマネギ、ブロッコリー	1
2	前1項に規定する指定野菜等以外の五所川原市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンにおける地域振興作物（穀物を除く。）	2
3	前1、2項に掲げるもののほか、市長が地域で振興していくことが有効かつ必要と認める作物	3

- 3 複合経営等に係る事業の野菜等の作付面積は、新規導入分を含め、露地栽培については10a以上、施設栽培については80坪（多段栽培の場合は、使用している栽培棚の面積の合計）以上とし、原則として補助対象期間内に指定野菜等を販売すること。
- 4 補助対象期間は、事業開始日から、その日の属する会計年度の2月末日までとする。

（補助金の交付要件等）

第4条 市長は、複合経営等に係る事業を行った者に対し、25万円を上限として、当該事業の実施に要する費用（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1以内の額を、予算の範囲内で補助金として交付するものとする。

2 前項に規定する事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

（1）複合経営に係る事業の補助対象経費 指定野菜等の種苗費、生産に必要な資材及び機械の購入・リース費並びに土壌診断費

（2）六次産業化に係る事業の補助対象経費 新商品開発のための研修等受講料、専門家指導料及び研修旅費等の研修経費並びに新商品製造のための資材及び機械購入費

3 前項に掲げる機械は、指定野菜等の生産又は新商品製造のための専用機械とし、汎用性が高いと認められる機械は、補助金の交付対象とすることはできない。

4 第2項各号に掲げる補助対象経費について、国、地方公共団体、その他団体から助成を受ける場合は、補助金の交付対象としないものとする。

5 市税を滞納している場合は、補助金の交付対象としないものとする。

（申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号又は様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。

（実績報告）

第7条 補助金交付決定通知を受けた者は、速やかに事業を遂行し、事業完了後、事業の属する市の会計年度の2月末日までに五所川原市複合経営等支援事業費補助金に係る事業実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（交付金額の確定等）

第8条 市長は、前条による事業実績報告書の内容を確認し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金交付額確定通知書により通知を受けた者は、速やかに五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付請求書(様式第6号)を提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

五所川原市長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

連 絡 先

年度五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付申請書

このことについて、下記の取組を実施するため、事業計画書を添えて補助金の交付を申請します。

なお、補助金の適正交付のため、市が必要な税の納付状況及び農作物の販売状況等を確認することに同意します。

記

1 実施する取組（いずれかの番号を1つ ○で囲んでください。）

	番号	取 組
複 合 経 営	1	認定新規就農者が、新たに複合経営を行う又は新たな指定野菜等を作付する取組
	2	稲作単一経営（主食用米のみ販売している農業経営及び主食用米とその他の穀物を販売している農業経営をいう。）を行っている農業者が、新たに複合経営を行う取組
	3	既に複合経営を行っている農業者が、新たな指定野菜等を作付する取組
業 化 六 次 産	4	農業者が、新たに六次産業化を行う取組
	5	既に六次産業化を行っている農業者が、新たな作物による商品開発を行う取組

※様式第2号又は様式第2号の2の事業計画書を添付してください。

2 補助金の交付希望額（上限25万円）

_____円

※対象経費、補助率を要綱等で確認のうえ金額を記入してください。なお、補助金の交付額は、取組の実績により確定しますので、ご希望に添えない場合があります。また、事業完了後に交付希望額を増額することはできません。

様式第2号（第5条関係）

複合経営事業計画書

申請者

住所	氏名	年齢	才
経営改善計画又は青年等就農計画の認定年月日		年	月 日

取組の概要

記載例「新たに露地きゅうりを20a作付けし、所得向上を図る。」など

指定野菜等を作付けする土地の所在・地番

農業経営の現状と目標（販売目的で作付けしている作物 及び 今後作付けする作物を記載）

作物名※	現 状		初年度の取組計画		3年後の取組目標	
	作付面積	販売量	作付面積	販売量	作付面積	販売量
	a	kg	a	kg	a	kg

※指定野菜等については、露地・施設の別を記載してください。

指定野菜等新規作付けのための予定費用

種 苗 費	(種子、種苗の数量・金額を記載)		円
資材の購入 ・リース費	(支柱、パイプハウス等の品名・数量・金額を記載)		円
機械の購入 ・リース費	(定植機、掘取機等の品名・数量・金額を記載)		円
土壌診断費			円
そ の 他	(農薬、肥料等の予定金額を記載)		円
合計金額	円	種苗費、資材、機械の購入・ リース費、土壌診断費の計	円

※補助対象経費は、指定野菜等の種苗費、生産のための資材・機械の購入・リース費及び土壌診断費です。

様式第2号の2（第5条関係）

六次産業化事業計画書

申請者

住所	氏名	年齢	才
農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定年月日		年	月 日

取組の概要

記載例「新たに〇〇の加工品を開発したいため、商品開発の専門家に指導を仰ぎ、優良事例農家で研修を受ける。」「業務用野菜加工機を導入し、〇〇を製造販売する。」など

農業経営の現状

作物名	作付面積	販売量	販売先
	a	kg	

既に六次産業化に取り組んでいる場合は以下について記載してください。

作物名	商品名	販売量	販売先

六次産業化に取り組むための予定費用

研修費	(研修等受講料、専門家指導料、研修旅費等の予定と金額を記載)		円
資材購入費	(包装資材等の品名・数量・金額を記載)		円
機械購入費	(加工用機械等の品名・数量・金額を記載)		円
その他	(上記以外の経費の内訳・金額を記載)		円
合計金額	円	研修費、資材、 機械購入費の計	円

※補助対象経費は、研修費、資材、機械購入費です。

様

五所川原市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付け補助金交付申請のあった事業について、五所川原市複合経営等
支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定
したので通知します。

記

1 実施する取組

2 交付決定額 円

五所川原市長 殿

住 所

氏 名

年度五所川原市複合経営等支援事業費補助金に係る事業実績報告書

五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した取組
- 2 具体的内容
 - ・資料等があれば添付してください。
- 3 事業成果と今後の取組（概要）
 - ・指定野菜等の販売状況が分かる書類を添付してください。
- 4 事業経費の状況（別紙のとおり）

(別紙)

五所川原市複合経営等支援事業費補助金に係る事業経費の状況

氏名

注意

- ・申請に係る取組に要した全ての経費を記載してください。
- ・補助対象となる経費については、支払年月日、支払先、内容の分かる領収書等の写しを添付してください。

経費項目	支払金額(円)	この欄は記入しないでください。	
		補助率	査定額
合 計			

様

五所川原市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付け実績報告のあった事業について、五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 実施した取組

2 補助金確定額 円

五所川原市長 殿

住 所

氏 名

印

年度五所川原市複合経営等支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により金額の確定のあった 年度五所川原市複合経営等支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	支店名
農協・銀行・信用金庫	支店
口座番号	口座名義（カタカナ）
普通	

※振込先は、本人名義の口座に限ります。